

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【公表番号】特表2017-505811(P2017-505811A)

【公表日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-008

【出願番号】特願2016-565117(P2016-565117)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/235	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/235	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/16	
A 6 1 P	25/24	
A 6 1 P	25/14	Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月12日(2018.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それを必要とする患者に投与される、尿素サイクル障害の進行を阻害するための医薬組成物であって、有効量のグリセリルトリベンゾエート及び/又はグリセリルジベンゾエートを含む医薬組成物。

【請求項2】

1日1回患者に投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

有効量が、50kgの患者に基づいた場合、1日3グラムから10グラムまでである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

薬学的に許容される担体又は賦形剤をさらに含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

経口投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項6】

尿素サイクル障害が、N-アセチルグルタミン酸シントーゼ、カルバモイルリン酸シントーゼ1、オルニチントランスカルバモイラーゼ、アルギニノコハク酸シントーゼ、アルギニノコハク酸リーゼ、アルギナーゼ1及びそれらの任意の組合せからなる群から選択

される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項7】

それを必要とする患者に投与される、神経変性障害の進行を阻害するための医薬組成物であって、有効量のグリセリルトリベンゾエート及び/又はグリセリルジベンゾエートを含む医薬組成物。

【請求項8】

1日1回患者に投与される、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項9】

有効量が、50kgの患者に基づいた場合、1日1グラムから5グラムまでである、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項10】

有効量が、50kgの患者に基づいた場合、1日1.25グラムである、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項11】

薬学的に許容される担体又は賦形剤をさらに含む、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項12】

経口投与される、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項13】

神経変性障害が、多発性硬化症、パーキンソン病、アルツハイマー病、うつ病、ハンチントン病、認知症、記憶喪失障害及びそれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項14】

尿素サイクル障害の治療のための医薬製造用のグリセリルトリベンゾエート及び/又はグリセリルジベンゾエート化合物の使用。

【請求項15】

グリセリルトリベンゾエート及び/又はグリセリルジベンゾエート化合物が、薬学的に許容される担体又は賦形剤と共に組成物中に製剤化される、請求項14に記載の使用。

【請求項16】

尿素サイクル障害が、N-アセチルグルタミン酸シルターゼ、カルバモイルリン酸シルターゼ1、オルニチントラ_nsカルバモイラーゼ、アルギニノコハク酸シルターゼ、アルギニノコハク酸リーゼ、アルギナーゼ1及びそれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項14に記載の使用。

【請求項17】

神経変性障害の治療のための医薬製造用のグリセリルトリベンゾエート及び/又はグリセリルジベンゾエート化合物の使用。

【請求項18】

グリセリルトリベンゾエート及び/又はグリセリルジベンゾエート化合物が、薬学的に許容される担体又は賦形剤と共に組成物中に製剤化される、請求項17に記載の使用。

【請求項19】

神経変性障害が、多発性硬化症、パーキンソン病、アルツハイマー病、うつ病、ハンチントン病、認知症、記憶喪失障害及びそれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項17に記載の使用。